

# 会員規約

## 第1章 総則

### 第1条 (適用関係)

- この会員規約は、株式会社ケアプラス（以下「当社」といいます。）が運営するまごころ安心ライフ24（以下「本サービス」といいます。）の提供及びその利用に関して適用されます。
- 当社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎に利用約款や利用上の注意等の諸規定（以下「諸規定」といいます。）を設けることがあります。それらの諸規定はこの会員規約の一部を構成するものとします。
- 会員規約と諸規定の定めが異なる場合、諸規定の内容を優先するものとします。
- 本サービスを利用するために当社所定の加入申込手続を行った場合、会員（次条で定義します。）は、この会員規約に同意したものとみなします。

### 第2条 (定義)

- 「会員」とは、この会員規約に同意のうえ当社所定の加入申込手続を行い、当社がこれを承諾した方といえます。なお、当社の承諾は、郵送又は電子メールにて会員番号を通知する方法により行います。
- 「サービス対象物件」とは、会員が本サービスの提供を受ける住戸として加入申込時に指定した住戸をいいます。
- 「同居人」とは、会員がサービス対象物件において同居している方をいいます。

### 第3条 (本サービスの利用)

- 本サービスは、緊急サポートサービス（第2章で規定します。）及び健康医療情報相談室（第3章で規定します。）を内容とします。
- 会員は、この会員規約の定めるところに従い、本サービスを利用することができます。
- 当社所定の加入申込手続を行い、当社がこれを承諾した会員に限り、本利用規定に基づき、当該承諾した日の翌月1日より本サービスを利用することができます。
- 加入申込時に所定の申込書に記載した同居人も、会員と同様に本サービスを利用することができます。ただし、この会員規約又は諸規定に別段の定めがある場合はこの限りではありません。
- 会員は、同居人による本サービスの利用に際して、同居人に対して、この会員規約及び諸規定の定めを遵守させる義務を負うものとします。また、この会員規約の内容を通知しなければなりません。
- 当社は、本サービスの全部又は一部の履行を第三者に対して委託することがあり、会員は、当該委託を承諾します。

### 第4条 (会員番号)

- 当社は、会員1名につき1つの会員番号を発行します。
- 本サービスを利用する場合には、会員番号又は個人が特定できる情報を窓口に伝達することが必要となります。

### 第5条 (初期事務手数料及び月会費)

- 会員は、初期事務手数料として1,890円（税込）、月会費として毎月1,050円（税込）を支払うものとします。
- 初期事務手数料及び月会費は、会員が予め指定した預金口座又は郵便貯金口座からの口座振替により支払うものとします。
- 月会費は、毎月27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に口座振替により支払うものとします。
- 入会後、初回の口座振替時には、初期事務手数料及び入会初月から口座振替当月分までの月会費を合算の上で支払うものとします。
- 会員が指定した預金口座又は郵便貯金口座の残高不足、口座凍結、口座振替依頼書の記入漏れ、届出印鑑相違等の理由により、初期事務手数料又は月会費の口座振替ができなかった場合は、翌月の月会費と合算の上、振替を行います。なお、その際の振替手数料は会員の負担とします。
- 支払われた初期事務手数料及び月会費は、当社所定の申込手続に対して当社がこれを承諾しなかった場合を除き、途中退会や資格取消その他理由の如何を問わず一切返還しないものとします。

### 第6条 (遅延損害金)

会員が、月会費等当サービスの利用料の支払いを遅滞したときは、支払うべき元本に対し、その翌日から完済の日に至るまで、また期限の利益を喪失した場合には、元本に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日に至るまで、年14.6%の割合（年365日（閏年は年366日）とする日割計算）による損害金を支払うものとします。

### 第7条 (登録情報の変更)

- 会員は、当社に届け出た連絡先・住所や同居人等の情報（以下「登録情報」といいます。）に変更があった場合、当社所定の方法により速やかに変更手続をとるものとします。なお、同一住所での名義変更の場合、会員の2親等以内で限り適用するものとします。住所変更が伴う場合は、会員本人に限り適用されるものとします。また、登録情報の変更は原則として会員の申し出により行います。

- 登録情報の不備、変更手続の不履行や遅延などにより会員が不利益を被ったとしても、当社はいかなる責任も負いません。

### 第8条 (休止・再開・退会・会員資格の取消し等)

- 会員が休止を希望する場合には、コールセンターへのお電話等により、休止手続を行うものとします。
- 休止申込の当月末日までは月会費が発生します。休止申込日が月の途中の場合であっても、月会費は減額しないものとし、本サービス利用者は当該月の月会費の満額を支払うものとします。
- 会員が再開を希望する場合には、コールセンターへのお電話等により、再開手続を行うものとします。
- 再開申込のあった月については、月会費が発生します。再開申込日が月の途中の場合であっても、月会費は減額しないものとし、本サービス利用者は当該月の月会費の満額を支払うものとします。
- 休止の期間が7ヶ月を超えた場合、当社は当該会員には利用の意思がないものと判断し、自動的に退会扱いとすることができます。
- 会員が退会を希望する場合には、コールセンターへのお電話等により、退会手続を行うものとします。
- 退会申込日が月の途中の場合であっても、月会費は減額しないものとし、本サービス利用者は当該月の月会費の満額を支払うものとします。
- 会員が次のいずれかに該当した場合、当社は会員の承諾なく会員資格を取り消すことができます。
  - 加入申込時に虚偽の申告をした場合
  - 本規約又は諸規定の定めと違反した場合
  - 不要な問合せや悪質な問い合わせ等で本サービスの業務に支障をきたした場合
  - 月会費等の口座振替が2ヶ月連続で不能となった場合
  - 会員が、いわゆる反社会的勢力もしくは反社会的活動を行う団体に所属し、又は密接な関係を有する場合
  - 会員に精神上的の疾患があると認められ、本サービスの業務に支障をきたした場合
  - その他、当社が会員として不適切とみなした場合
- 当社は、会員との間で、損害賠償及び解約金その他一切の金銭の支払をすることなく、いつでも本サービスに係る契約を解約することができます。この場合、当該契約は、会員に対する解約の通知をした日の月末が経過することによって終了するものとします。
- 退会又は会員資格が取り消された会員が再度入会を希望する場合は、この会員規約に従い、再度入会の手続をするものとします。

### 第9条 (個人情報)

- 当社は、本サービスの申込又は利用等を通じて当社が知り得た会員等の個人情報（以下「会員等の個人情報」といいます。）について、「個人情報保護に関する法律」その他の法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- 会員は、会員等の個人情報を当社が次の各号の目的の範囲内で使用することに同意するものとします。
  - 会員又はその同居人より依頼を受けた各種サービスを当該会員又は同居人に対して提供するため
  - 本サービスの運営上必要な事項を会員に知らせるため
  - 本サービスその他当社の商品等の改善等に役立てるための各種アンケートを実施するため
  - 本サービスの利用状況や会員の属性等に応じた新たなサービスを開発するため
  - 関連サービスや商品の情報を提供するため
- 当社は、本サービスの提供に関わる業務を第三者に委託することがあります。この場合、当社は、業務遂行上必要な範囲で当該委託先に会員等の個人情報を取り扱わせることがあり、会員はあらかじめこれに同意するものとします。
- 前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は会員等の個人情報を第三者に開示・提供することがあります。
  - 個人又は公共の安全を守るために緊急の必要があるとき
  - 裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分、又は法令により開示が必要とされる場合
  - 当社の権利又は財産を保護するために必要不可欠である場合
  - 当社が本サービスの運営維持のため必要不可欠と判断する合理的かつやむを得ない事由が生じたとき

### 第10条 (規約の追加変更等)

- 本サービスの運営上、この会員規約に追加又は変更の必要が生じた場合は、当社はこの会員規約の追加又は変更ことができ、その内容を当社の運営するホームページ上で告知するものとします。
- 当社は1ヶ月の予告期間をもって会員に通知の上、会員サービスを長期的に中断もしくは終了することができるものとします。

### 第11条 (免責)

当社は、本サービスの運営に関して故意又は重大な過失がない限り、会員等（会員の同居人を含みます。）に対して損害賠償義務を一切負わないものとします。

### 第12条 (準拠法及び管轄裁判所)

この会員規約は、日本法に基づき解釈されるものとし、本サービスに関連して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第2章 緊急サポートサービス

### 第13条 (緊急サポートサービス)

- 会員は、次の各号のトラブルが生じたとき、専用フリーダイヤルを利用して、24時間365日、トラブル解決のための情報提供又は当社が緊急性が高いと判断した場合に緊急駆けつけ対応のサービスを受けることができます。
- 水廻りのトラブル
  - 電気のトラブル
  - ガスのトラブル
  - ガラスのトラブル
  - カギの紛失・故障等、カギのトラブル（ただし、特殊構造の鍵に関しては開錠できない場合があります。）
  - 安否の確認

### 第14条 (利用料金)

- 会員は、緊急サポートサービスを無料で受け取ることができます。ただし、60分を超過した作業の代金（超過10分ごとに1,575円（税込））については、会員が別途実費を負担するものとします。また、対応に部品交換や特殊作業が必要になった場合の代金についても会員が別途実費を負担する場合があります。
- 会員は、本サービスの対象に含まれない事項についても、現場スタッフと協議のうえ別途有料でサービスを受けられる場合があります。ただし、第15条に規定する事項については、この限りではありません。
- 緊急駆けつけ対応後に二次対応工事が必要な場合、会員は現場スタッフ、コールセンターと協議のうえ別途有料（作業料金60分以内について9,450円（税込））でサービスを依頼することができます。また、60分を超過した作業の代金（超過10分ごとに1,575円（税込））及び部品交換や特殊作業が必要になった場合の代金については会員が別途実費を負担するものとします。
- 会員は前3項の場合の料金について、月会費と合算の上、作業月の翌月又は翌々月に口座振替により支払うものとします。
- 1案件のトラブル対応で月会費以外の実費料金（二次対応作業料金、超過料金、部品代等）が30,000円を超える場合は、対応をお断りする場合があります。

### 第15条 (除外事項)

- 次の場合は緊急サポートサービスの対象外とします。
- 賃貸物件、分譲マンション等の建物共有設備におけるトラブル対応
  - 集合住宅等での午後11時以降午前9時までの時間帯における破壊による鍵開錠
  - サービス対象物件が賃貸物件の場合における賃貸人（家主）又は管理会社への報告連絡、交渉等
  - 法令で禁止される行為
  - その他当社が不適切と判断した場合

## 第3章 健康医療情報相談室及びシニア向け情報提供サービス

### 第16条 (健康医療情報相談室)

健康・医療・介護・育児など会員の生活上の相談に対し、状況に応じて、医療機関、行政機関窓口等の紹介、連絡、もしくは電話相談に応じます。ただし、当社が治療・診察行為を行なうことはなく、トラブルを解決するものではありません。なお、本サービスについては、24時間の対応となります。

### 第17条 (シニア向け情報提供サービス)

有料老人ホーム・介護施設等の紹介、連絡、もしくは電話相談に応じます。なお、本サービスについては、9時から19時までの対応となります。

### 第18条 (回数制限)

健康医療情報相談室の健康医療情報相談に関しては月に3回のお問合せまでが無料となります。4回目以降のお問合せに関しては別途有料（1件3,150円（税込））となり、月会費と合算の上、4回目以降のお問合せがあった月の翌月又は翌々月に口座振替により支払うものとします。

### 第19条 (会員番号)

会員は、入会の際に通知された会員番号又は個人が特定できる情報を窓口に伝達することにより健康医療情報相談室及びシニア向け情報提供サービスが利用可能となります。

平成22年5月1日制定

総販売元



株式会社ケアプラス

http://www.care-plus.co.jp

TEL: 03-6436-0734

FAX: 03-6436-0735

〒108-0014 東京都港区芝4-13-4 藤島ビル9階

提供元



株式会社アクトコール

http://www.actcall.jp

TEL: 03-5312-2300

FAX: 03-5369-1056

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-12-5 第6富澤ビル6階